



川監委発第226号
令和5年3月28日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 小野澤康弘様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 矢部節
同 三上喜久蔵

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

所管部局

福祉部 福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課

1 組織

社会福祉法人川越市社会福祉協議会の組織は、理事長、副理事長、理事13名、監事2名のもと、事務局長以下117名の職員を置いている。

2 事業の概要

社会福祉法人川越市社会福祉協議会は、次の事業を行っている。

(1) 社会福祉事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ ボランティア活動の振興
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨ 老人デイサービス事業の経営
- ⑩ 地域活動支援センター事業の経営
- ⑪ 福祉サービス利用援助事業
- ⑫ 生活福祉資金貸付事業
- ⑬ 低所得者に対する資金の貸付及び援護
- ⑭ 心配ごと相談事業
- ⑮ 住民参加型在宅福祉サービス事業
- ⑯ 生活管理指導員等派遣事業
- ⑰ 盲人ガイドヘルパー派遣事業
- ⑱ 障害者虐待防止対策支援事業
- ⑲ コミュニティソーシャルワーカー事業
- ⑳ 介護支援いきいきポイント事業

- ㉑ 生活支援体制整備推進事業
- ㉒ 老人福祉センターの経営
- ㉓ 身体障害者福祉センターの経営
- ㉔ 川越市総合福祉センターの経営
- ㉕ その他本会の目的達成のための必要な事業

(2) 公益事業

- ① 法人後見事業
- ② 成年後見制度推進事業

3 市との関係

川越市は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対し、1億6千万円を出捐し、団体運営費ほか8件の補助金を交付している。

また、川越市総合福祉センター、川越市老人福祉センター西後楽会館の指定管理者として指定している。

第3 監査の期間

令和4年10月18日から令和5年3月28日まで

第4 監査の方法

令和3年度及び令和4年度（4月から11月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、法令等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。